

函 子 子

令和6年(2024年)5月23日

民生常任委員会委員 様

子ども未来部長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

○ 配付資料

子ども医療費およびひとり親家庭等医療費助成制度の受給資格認定にあたっての助成開始日の一部誤りについて

子ども未来部子育て支援課
電話 21-3181

子ども医療費およびひとり親家庭等医療費助成制度の受給資格認定にあたっての助成開始日の一部誤りについて

本制度において、一部の対象者に対し、誤った助成開始日を記載した受給者証を交付したことが判明した。

1 概要

本制度においては、基本的に医療費の助成を受けることができる子ども（以下「子ども」という。）となった日（誕生日や転入日など）を助成開始日として記載した受給者証を交付しているところ、受給資格を認定した日（以下「認定日」という。）を誤って助成開始日として記載した受給者証を交付し、これに伴い認定日以前に受診した際の医療費の助成が行われていないケースがあることが判明した。

受給資格の認定を受けようとする保護者から申請があった際、医療機関を受診していない場合は、医療費の助成金の支払いが生じないため、受給者証の交付の際に認定日を助成開始日とする取扱いとしていたケースがあったこと、さらに一部の子どもについては、医療機関受診の有無などを確認していなかったものである。

2 経過等

・令和6年3月下旬

保護者から助成開始日について問い合わせがあり、確認したところ、医療機関の受診があったにも関わらず認定日を助成開始日としていたことが判明した。

・令和6年4月～5月

過去5年間の受給者証交付申請書等関係書類を調査したところ、他にも同様の誤りの可能性があり、助成開始日について、条例等関係規定の確認不足および複数人によるチェックが行われていなかったことが判明した。

3 対応等

認定日以前の医療機関の受診についての確認が徹底されていないことから、過去5年間で認定日を助成開始日として記載した受給者証を交付した子ども医療費267名分、ひとり親家庭等医療費161名分について、謝罪文を送付し、医療費の助成の対象となる場合は、条例の規定に基づく助成期間について助成金を支払う手続きを進める。

4 再発防止策

事務マニュアルをわかりやすい内容に改訂するとともに複数の職員による確認を徹底する。